

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 29 年 10 月

大分県人事委員会

人 委 第 894 号
平成29年10月6日

大分県議会議長 井上 伸史 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会

委員長 石井 久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定に
ついて別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成29年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,453人であり、その平均年齢は44.2歳、性別構成比は男性62.3%、女性37.7%、学歴別構成比は大学卒84.3%、短大卒4.0%、高校卒11.7%、中学卒0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,282人であり、その平均年齢は42.7歳、性別構成比は男性71.3%、女性28.7%、学歴別構成比は大学卒71.1%、短大卒5.3%、高校卒23.6%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)、教育職(二)及び特定任期付職員の9種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額額は357,296円となっており、高等学校及び小・中学校の教育職員、警察官等を含めた職員全体では387,524円となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の428の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146の事業所を対象に「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する5,104人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給

与月額等を実地に詳細に調査するとともに、民間事業所における直近1年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で22.4%、高校卒で18.5%となっており、初任給の平均額は、大学卒で186,788円、高校卒で153,407円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.6%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は7.7%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員	30.6	7.7	-	61.7
課 長 級	27.7	8.8	-	63.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は87.5%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は24.0%、減額となっている事業所の割合は5.5%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	87.5	87.5	24.0	5.5	58.0	-	12.5
課 長 級	75.9	75.9	21.3	4.3	50.3	-	24.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均855円(0.24%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
362,918円	362,063円	855円 (0.24%)

(注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレ方式によって比較したものである。

2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額 of 4.38月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.08月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	336,099 円
	上半期 (A2)	333,171
特別給の支給額	下半期 (B1)	753,971 円
	上半期 (B2)	713,324
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	2.24 月分
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.14
	年間	4.38 月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、全国では0.4%、大分市では0.5%それぞれ上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ167,120円、184,650円、202,210円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の平成28年地方公務員給与実態調査(平成28年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、99.7となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 給与の改定

職員の給与決定に係りのある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均855円(0.24%)下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.08月分下回っていた。

一方、人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公

共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

現行の給料表（教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)を除く。）については、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて、初任給を1,000円程度引き上げる等の若年層に重点を置いた引上げ改定を行う必要がある。

現行の教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

扶養手当については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の経過措置額を見直す必要がある。

月例給の改定については、以上のとおりである。

本年は、本県の民間給与との較差が人事院の官民の給与較差を上回ったことや、一昨年、昨年に引き続き、人事院が俸給表の改定に加え、地方公務員には支給されない手当の引上げによって官民の給与較差を解消する勧告を行ったことなどから、俸給表の改定に関する人事院勧告に準じて給料表を改定しただけでは、民間給与との較差がなお残ることとなる。このことについて、地方公務員法の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行った。

本県においては、多くの高齢層職員が、国家公務員の俸給表水準の引下げに準じて平成27年4月に実施された給料表水準の引下げに伴う経過措置額を支給されており、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される額は増加しない状況にある。一方、扶養手当については、本年4月から制度の見直しに伴う段階的な経過措置が実施されており、当該手当を受給している職員の多くに経過措置額が支給されている状況にある。さらに、この扶養手当の経過措置額が支給されている職員は幅広い年齢層に在職している。

これらの状況を踏まえ、本委員会としては、給料表の改定に加え、扶養手当の経過措置額を見直すことが適当と判断したところである。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分することとし、本年度については12月期の勤勉手当に、平成30年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する必要がある。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) その他の事項

教員の給与については、本年度の義務教育費国庫負担金の予算において、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げるなど教員特殊業務手当の見直しを行っている。このような諸情勢を踏まえ、教員給与については他の都道府県との均衡が図られるよう、適切に対処する必要がある。

住居手当については、人事院が民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ必要な検討を行っていくとしていることから、その状況を注視していく必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体には、持てる人的資源を活かし、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

また、行政サービスの質を維持・向上させるには、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進等の働き方改革によって、人材の確保とともに、全ての職員が十分に能力発揮できるようにすることが極めて重要となる。

このような中、任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、採用から退職に至るまでの人事管理全般の在り方について、中・長期的な視点を踏まえて検討を行うことが肝要である。

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、昨年4月に改正地方公務員法が施行され、本県においても、人事評価制度を導入し、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用している。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を所属長等評価者との面談等を通じて客観的かつ公正・公平に評価し、その結果を任用や給与などに反映させることで、職員の能力と意欲を高めるとともに組織力の向上を図ることが重要である。そのためには、評価者研修の充実などにより、客観的で公平性や透明性が高く、納得性のある人事評価制度の確立に向けて引き続き努力していく必要がある。

特に、育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が普及する中、職員の勤務時間の長短にとらわれず、業務の遂行状況等をより一層適切に把握し、能力・実績を適正に評価していくことが求められる。

なお、本委員会としても引き続き任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有する多様で有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体との競合などにより、技術系職種を中心に人材の確保は極めて厳しい状況が続いている。特に数年にわたり採用予定者数を確保できていない獣医師については、任命権者において確保策を更に検討する必要がある。

本委員会では、任命権者と連携して県職員採用募集ガイダンスや県内外の大学訪問等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えることにより受験者の確保に努めるとともに、多様で有為な人材の確保に向けて、更に人物重視の採用試験の実施にも取り組んでいるところである。

引き続き、優れた資質・能力を持った人材を幅広く積極的に確保するため、採用試験の見直しなどに取り組んでいく。

イ 政策県庁を担う人材の育成

本県では、平成27年10月に策定した長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」に掲げる政策の実現を下支えするために、「大分県行財政アクションプラン」を策定し、組織・機構の見直しや人材の育成・活用などに取り組んでいる。

任命権者においては、引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（OJT）や大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れての研修（Off-JT）を通じた職員の育成に努めていくことが必要である。さらに、人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの特性や知識・技能等の習熟状況等に応じたきめ細かな指導が行われるよう、管理監督者に人材育成における自らの責務や役割を認識させるとともに、職員が意欲と志を持って職務に従事し高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。

職員においても、自らの職務行動を振り返り、専門能力等の職務能力の向上に主体的・自発的に取り組むことが重要となってきた。

ウ 女性職員のキャリア形成・登用

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、昨年3月に「大分県女性職員活躍推進行動計画」が策定され、任命権者においては管理職の女性割合の引上げなどを目標に掲げて、人材育成、人事配置・登用、働きやすい職場環境づくりなど、女性の活躍推進に向けた取組を行っている。

今後も、計画に沿って、引き続き女性職員が活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野で自らの持てる能力を十分発揮できるよう、女性職員のキャリア形成・登用を更に積極的に行い、県の施策・方針決定過程への参画をより一層促進する必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

少子高齢化という構造的な問題を背景に、女性や高齢者を含め誰もが活躍できる社会を実現するため、長時間労働の是正を始めとした働き方改革が、社会全体の重要課題となっている。本県においても、行政需要が複雑・高度化する中、限られた職員数で課題に的確かつ効率的に対応するため、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍できるよう働き方の見直しを進めることが重要である。

育児・介護等の事情により、働き方に時間的制約を抱える職員が増えることが見込

まれることなどから、効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する取組を行った職員を適切に評価するなど、業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境を実現していくことが必要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、意欲を持って生き生きと働くことのできる職場とするため、最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

時間外勤務の縮減については、任命権者や所属などにおいて従来から取り組んでいる超勤縮減宣言の策定などに加え、新たにICTを活用したモバイルワークの推進や学校部活動の休養日の確保など、これまで以上に縮減に向けた取組が実施されているところである。

厚生労働省においては、本年1月から違法な長時間労働等に係る企業本社に対する指導や是正指導段階での企業名公表制度の強化などに取り組み、経営トップが自ら率先して長時間労働の早期是正に向けた全社的な取組を行うよう指導しており、民間企業においても是正に向け積極的に取り組んでいる。長時間労働の是正の重要性はかつてなく高まっており、従前の取組にとどまらない、より実効性ある取組を推進していくことが強く求められている。

任命権者においては、組織全体として業務量削減や事務事業の見直しに取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、時間外勤務に対する意識改革を含めた業務の合理化・効率化を、強い取組姿勢を持って行うことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、職員の勤務時間の実態や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう負担の平準化に努めることが必要である。また、所属長のリーダーシップにより時間外勤務を大幅に削減した所属もあることから、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等職場におけるマネジメントを強化し、リーダーシップを発揮して時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。併せて、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりにも努める必要がある。

職員においては、健康や労働意欲を維持し、勤務時間に対するコスト意識を持って計画的な時間配分に努めるとともに、効率的・効果的な業務遂行が求められる。

今後ともそれぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に一丸となって不断の努力をしていくことが重要である。

また、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が平成27年の10日5時間から昨年は11日0時間となった。任命権者においては、学校閉庁日の設定など年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努める必要がある。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、本年6月の文部科学省の通知では、教員の長時間勤務について看過できない深刻な状況が改めて明らかとなったとしている。

また、同通知では、教員の長時間勤務を見直すことで、教員が自らを研鑽できる機会を持ち、意欲と能力を最大限発揮して教員自身が誇りを持って働くことができるようになるとともに、ひいては学校教育の質の向上につながるよう学校現場の業務改善に係る取組の徹底も求めている。

現在、国では学校における働き方改革に関する総合的な方策について検討しているところであり、本県においても、国の動向等を注視し、市町村教育委員会とも連携しながら、教職員の負担軽減に積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護を行う職員が仕事と家庭の両立を図ることができるよう、職場全体で支援していくことは、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点から重要な取組である。

本県においても、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度等、両立支援に係る制度が導入されてきたところである。

一方で、「大分県特定事業主行動計画（第3期）」において、男性職員の育児休業等の取得率を100%にすることを目標に取り組んでいるところであるが、本県の昨年度における育児休業等の取得率は、女性職員が100%であるのに対して、男性職員は、知事部局等で73.7%、教育委員会で70.0%、警察本部で72.1%となっており、取得率は大幅に上昇しているが目標には及んでいない。

任命権者においては、この行動計画に基づき、所属長のマネジメントの下、子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、家庭に

おける男女の役割分担に関する意識を変え、女性の活躍を推進する観点からも、目標達成に向けて引き続き積極的に取り組む必要がある。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要である。

Ⅱ 非常勤職員等の勤務環境の整備

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、本県では臨時的任用職員、非常勤職員及び任期付職員を任用している。そのような中、地方公務員の非常勤職員について、「会計年度任用職員」制度を整備し、任用・サービスの適正化と期末手当を支給可能とすることを一体的に進めるための地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が本年5月に公布され、平成32年4月に施行されることとなっている。

任命権者においては、本年4月に、特別職に位置づけてきた非常勤職員のうち、職務の内容が補助的・定型的であったり、労働者性の高い職にあっては、一般職へとその位置づけを変更したところである。今後とも、国、他の都道府県の動向などにも留意しつつ、改正法の趣旨を踏まえ、非常勤職員等が十分に能力を発揮できるよう適正な任用・勤務条件等を確保する必要がある。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、公務において職員が持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。任命権者においては、定期健康診断後の事後指導、ストレス診断システムやカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。近年は有所見者（「要経過観察」以上）率が高い50歳台の職員の割合が増加していることに加え、年金支給開始年齢の引上げにより60歳台の再任用職員が増加しており、職員の健康管理がますます重要になっている。

学校現場では様々な心の健康管理対策により、精神疾患による病気休職者については、5年前の平成24年4月の53名から本年4月の27名へと減少している。引き続き、任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析に基づき、職員のストレス

に対処する能力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

また、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念される。任命権者においては、本年1月に厚生労働省が定めたガイドラインに基づき適切な方法により職員の勤務実態を把握し、やむを得ず長時間勤務を行った者に対して産業医による面談など適切な措置を講じる必要がある。特に、本年発生した九州北部豪雨や台風18号などの災害対応業務に従事する職員については、長時間勤務となることが想定されるため、十分な配慮が必要である。なお、職員の疲労蓄積を防止するための勤務時間制度の弾力化については、職員の健康確保や柔軟な働き方の観点から、国や他の都道府県における検討状況に留意する必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全や健康の確保に努める必要がある。

(5) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント等のハラスメントは、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる要因となり得るだけでなく、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、職員の勤務環境や健康が害される原因となるものである。

任命権者においては、研修等を通じたハラスメント防止に関する意識啓発やきめ細かな相談対応など、引き続き発生防止と排除のための取組を進め、良好な勤務環境の確保に努めていく必要がある。

また、性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等についてもセクシュアル・ハラスメントに当たることから、研修会等の機会を活用するなどして職員に対して周知を図っていく必要がある。

(6) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要がある。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、引き続き、職場での指導や研修などを通じて職員への法令遵守及び服務規律の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、県職員であることを常に自覚し、県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ効率的な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

(7) 高齢層職員の能力及び経験の活用

平成25年4月から年金支給開始年齢の段階的な引上げが始まり、60歳定年制度のままでは、定年退職後、公的年金が支給されず、無収入となる期間が生ずることとなった。そのため、国家公務員については、平成25年3月の閣議決定により、当面、再任用制度の仕組みを活用し、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされ、昨年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっても、引き続き再任用により対応することとされている。

本県においても、国家公務員と同様に再任用制度の仕組みを活用しているところであるが、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられたことにより、再任用の希望者が一段と増加しており、在職期間も長期化している。

任命権者においては、引き続き、本県におけるこれまでの再任用の状況を検証しながら、再任用職員の職域開拓を一層進めるとともに、職員が働きがいを実感でき、長年培ってきた能力と経験を十分に発揮できる人事管理及び再任用制度となるよう取り組む必要がある。また、国では定年の引上げについて具体的な検討を進めていることから、その動向について注視するとともに、組織活力を維持するための方策について検討を進める必要がある。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、平成28年熊本地震に引き続き、本年の九州北部豪雨及び台風18号による災害においても、多くの職員が、発生直後の応急対応業務から被災者の生活再建や復興に向けた中・長期的な災害対応業務に至るまで、日々、精力的に従事しているところである。

また、職員は、常日頃から県民中心の県政の基本に立った「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（平成27年10月策定）の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を实地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職（一）…現行給与410,719円 平均年齢43.6歳〕
〔俸給456円 本府省業務調整手当119円 はね返り分（注）56円〕
（注）俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

〔実施時期〕

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

【公務員人事管理に関する報告】

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大分県条例第48号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成29年12月期の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

(イ) 平成30年6月期以降の支給割合

a 特定管理職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用

職員にあっては、それぞれ0.425月分) とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分) とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正

扶養手当

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の経過措置額については、報告で言及した趣旨を踏まえ、所要の改定を行うこと。

5 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成29年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
再任 用職 以外 の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200	381,100	392,900				
95		294,800	342,700	381,500	393,200				
96		295,200	343,100	381,900	393,400				
97		295,400	343,200	382,200	393,600				
98		295,700	343,700	382,700					
99		296,100	344,100	383,100					
100		296,500	344,400	383,500					
101		296,700	344,700	383,800					
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600

	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
	44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500
	45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
	46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
	47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
	48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
	49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
	50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
	51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
	52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
	53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
	54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
	55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
	56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
	57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
	58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
	59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
再任職員以外の職員	60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
	61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
	62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
	63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
	64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
	65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
	66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
	67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
	68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
	69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
	70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
	71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
	72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
	73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
	74	262,100	318,200	388,200		
	75	263,500	319,300	388,800		
	76	264,600	320,400	389,500		
	77	265,700	321,500	390,200		
	78	266,900	322,500	390,800		
	79	268,200	323,400	391,400		
	80	269,300	324,300	392,000		
	81	270,600	325,400	392,600		
	82	271,900	326,200	393,200		
	83	273,200	326,900	393,800		
	84	274,400	327,700	394,400		
	85	275,500	328,200	394,900		
	86	276,600	328,700	395,400		
	87	277,900	329,200	395,900		
	88	279,100	329,700	396,600		

	89	280,000	330,000	397,000		
	90	281,200	330,500			
	91	282,200	331,000			
	92	283,400	331,500			
	93	284,300	331,800			
	94	285,300	332,200			
	95	286,300	332,700			
	96	287,300	333,200			
	97	287,700	333,700			
	98	288,600	334,200			
	99	289,300	334,700			
	100	290,200	335,200			
	101	291,100	335,700			
	102	291,800	336,200			
	103	292,500	336,700			
	104	293,200	337,200			
	105	293,900	337,700			
	106	294,400	338,100			
	107	294,900	338,600			
	108	295,400	339,000			
	109	295,600	339,500			
	110	296,000	339,900			
	111	296,300	340,400			
	112	296,600	340,800			
	113	296,900	341,300			
	114	297,200	341,700			
	115	297,500	342,200			
	116	297,800	342,600			
	117	298,100	343,100			
	118	298,500	343,500			
	119	298,800	343,900			
	120	299,200	344,300			
	121	299,500	344,700			
再任用職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300

	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
再任職員以外の職員	48	379,700	448,100	501,900	556,100
	49	380,900	449,900	503,500	557,100
	50	381,900	451,600	504,800	558,000
	51	382,900	453,400	506,100	558,900
	52	383,800	455,200	507,400	559,800
	53	384,700	457,100	508,500	560,600
	54	385,600	458,300	509,800	561,500
	55	386,300	459,500	511,100	562,400
	56	387,200	460,700	512,400	563,300
	57	388,000	461,900	513,400	564,200
	58	388,900	462,900	514,200	565,100
	59	389,700	463,900	515,000	566,000
	60	390,500	464,900	515,800	566,700
	61	391,100	465,700	516,700	567,600
	62	391,600	466,400	517,500	568,500
	63	392,000	467,100	518,400	569,400
	64	392,500	467,800	519,200	570,300
	65	392,800	468,500	520,100	571,200
	66		469,200	521,000	
	67		469,900	521,700	
	68		470,600	522,600	
	69		470,900	523,500	
	70		471,600	524,300	
	71		472,300	525,200	
	72		473,000	526,100	
	73		473,400	526,900	
	74		474,000	527,800	
	75		474,700	528,700	
	76		475,400	529,400	
	77		475,800	530,200	
	78		476,400	531,100	
	79		477,000	532,000	
	80		477,500	532,900	
	81		478,100	533,700	
	82		478,600	534,600	
	83		479,100	535,500	
	84		479,600	536,400	
	85		480,000	537,200	
	86		480,600	538,100	
	87		481,000	539,000	
	88		481,500	539,900	

	89		482,000	540,700	
	90		482,600		
	91		483,200		
	92		483,600		
	93		484,100		
	94		484,700		
	95		485,300		
	96		485,900		
	97		486,400		
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600

	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
	44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
	45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
	46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
	47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
	48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
	49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
	50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
	51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
	52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
	53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
	54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
	55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
	56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
再任職員以外の職員	57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
	58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
	59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
	60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
	61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
	62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900	
	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200	
	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500	
	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700	
	70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	407,000	
	71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	407,300	
	72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	407,600	
	73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	407,800	
	74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
	75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
	76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
	77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
	78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
	79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
	80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
	81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
	82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
	83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
	84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
	85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
	86		289,100	325,000	345,900	387,500		
	87		289,300	325,200	346,200	387,900		
	88		289,500	325,600	346,500	388,300		

	89		289,900	326,000	346,900	388,700		
	90		290,100	326,400	347,200	389,200		
	91		290,300	326,800	347,600	389,600		
	92		290,500	327,200	347,900	390,000		
	93		290,900	327,500	348,300	390,400		
	94		291,100	327,700	348,600	390,900		
	95		291,300	328,100	348,900	391,300		
	96		291,600	328,400	349,200	391,700		
	97		292,000	328,600	349,500	392,100		
	98		292,300	328,900	349,900			
	99		292,500	329,200	350,300			
	100		292,800	329,500	350,700			
	101		293,100	329,700	351,200			
	102		293,300	330,000	351,600			
	103		293,500	330,400	352,000			
	104		293,800	330,600	352,400			
	105		294,100	330,700	352,900			
	106			331,000				
	107			331,400				
	108			331,600				
	109			331,800				
	110			332,200				
	111			332,600				
	112			333,000				
	113			333,200				
再任用職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	146,200	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900
	2	147,200	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200
	3	148,300	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400
	4	149,300	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900
	5	150,300	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000
	6	151,600	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100
	7	152,900	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300
	8	154,200	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200
	9	155,300	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100
	10	156,800	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200
	11	158,400	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300
	12	159,900	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300
	13	161,200	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100
	14	162,700	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800
	15	164,200	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600
	16	165,800	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300
	17	167,200	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100
	18	168,900	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100
	19	170,600	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100
	20	172,300	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200
	21	173,900	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700
	22	175,900	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600
	23	177,800	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400
	24	179,700	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400
	25	181,400	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900
	26	183,200	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500
	27	185,000	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300
	28	186,800	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000
	29	188,400	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000
	30	190,500	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600
	31	192,600	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100
	32	194,700	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700
	33	196,600	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300
	34	198,500	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600
	35	200,400	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900
	36	202,300	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100
	37	204,100	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300
	38	205,700	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300
	39	207,300	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300
	40	208,900	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300

	41	210,300	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700
	42	211,900	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300
	43	213,500	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000
	44	215,100	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700
	45	216,500	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300
	46	217,800	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600
	47	219,000	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200
	48	220,300	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800
	49	221,700	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100
	50	222,900	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800
	51	224,100	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500
再任用職員以外の職員	52	225,200	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200
	53	226,500	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800
	54	227,800	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500
	55	229,000	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200
	56	230,200	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800
	57	231,300	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200
	58	232,500	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900
	59	233,700	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600
	60	234,900	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300
	61	236,100	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700
	62	237,200	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000
	63	238,100	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300
	64	239,200	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600
	65	239,800	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800
	66	240,800	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100
	67	241,600	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400
68	242,700	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700	
69	243,400	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900	
	70	244,200		369,100	421,600	449,200	
	71	244,900		369,500	422,200	449,500	
	72	245,800		369,800	422,800	449,700	
	73	246,600		370,300	423,300	449,900	
	74	247,300		370,500	423,900		
	75	247,800		371,000	424,400		
	76	248,400		371,500	425,000		
	77	248,700		371,800	425,500		
	78	249,200		372,300	426,100		
	79	249,800		372,800	426,800		
	80	250,500		373,300	427,400		
	81	250,900		373,800	427,700		
	82	251,200		374,200	428,300		
	83	251,400		374,700	429,000		
	84	251,900		375,200	429,600		
	85	252,200		375,600	430,000		
	86			376,100	430,500		
	87			376,500	431,200		
	88			377,000	431,900		

	89				377,500	432,100	
	90				378,000		
	91				378,500		
	92				379,000		
	93				379,300		
	94				379,700		
	95				380,200		
	96				380,600		
	97				381,100		
	98				381,400		
	99				381,900		
	100				382,300		
	101				382,900		
	102				383,200		
	103				383,700		
	104				384,100		
	105				384,700		
再任用職員		214,700	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100

	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	476,500
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	476,900
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	477,300
	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	477,600
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	
	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400	
	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	454,600	
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	454,800	
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	455,000	
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	455,400	
	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100		
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400		
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700		
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900		
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200		
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500		
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800		
	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000		
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300		
	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600		
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900		
	77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100		
	78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400		
	79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700		
	80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000		
	81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200		
	82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500		
	83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800		
	84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100		
	85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300		
	86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100			
	87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400			
	88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600			

再任職員以外の職員

89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800
94	300,200	323,800	350,200	383,800	415,700	
95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,100	
96	302,600	326,500	353,200	384,900	416,500	
97	303,700	327,700	354,500	385,300	416,800	
98	304,900	329,000	355,700	385,700		
99	306,100	330,300	356,800	386,300		
100	307,300	331,600	358,000	386,800		
101	308,500	333,000	359,100	387,200		
102	309,500	333,900	360,200	387,700		
103	310,600	335,000	361,300	388,300		
104	311,600	336,200	362,500	388,800		
105	312,400	337,300	363,700	389,100		
106	313,000	338,400	364,200	389,500		
107	313,600	339,400	364,800	390,000		
108	314,300	340,500	365,400	390,300		
109	314,800	341,700	366,000	390,600		
110	315,300	342,700	366,500	391,100		
111	315,800	343,700	367,000	391,600		
112	316,400	344,600	367,500	392,100		
113	317,200	345,500	367,900	392,400		
114	317,900	346,400	368,300	392,900		
115	318,600	347,400	368,900	393,400		
116	319,300	348,400	369,400	393,900		
117	319,900	349,400	369,800	394,200		
118	320,700	349,900	370,300	394,700		
119	321,400	350,500	370,900	395,200		
120	322,200	351,100	371,400	395,700		
121	322,800	351,400	371,500	396,100		
122	323,100	351,800	372,100	396,600		
123	323,600	352,300	372,600	397,000		
124	324,100	352,700	373,000	397,500		
125	324,400	353,100	373,500	397,900		
126		353,500	374,000	398,400		
127		354,000	374,500	398,800		
128		354,400	375,000	399,300		
129		354,800	375,300	399,700		
130		355,200	375,800			
131		355,600	376,300			
132		356,000	376,800			
133		356,200	377,100			
134		356,700	377,600			
135		357,100	378,000			
136		357,400	378,400			

	137		357,700	378,700						
	138		358,100	379,200						
	139		358,600	379,700						
	140		359,100	380,200						
	141		359,400	380,500						
	142		359,900							
	143		360,400							
	144		360,900							
	145		361,200							
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	

	41	230,800	286,200	351,800	404,400
	42	232,500	288,600	353,900	405,800
	43	234,100	290,900	355,800	407,100
	44	235,700	293,400	357,900	408,600
	45	237,200	295,500	359,700	410,200
	46	238,600	298,000	361,700	411,500
	47	239,900	300,300	363,700	413,000
	48	241,100	303,000	365,700	414,600
	49	242,600	305,400	367,300	416,300
	50	244,100	307,800	369,100	417,700
	51	245,300	310,300	371,000	419,300
	52	246,800	312,600	373,000	420,800
	53	248,000	314,900	374,900	422,500
	54	249,200	317,100	376,700	424,000
	55	250,600	319,200	378,500	425,600
	56	251,700	321,400	380,200	427,200
	57	253,000	323,500	381,700	428,700
	58	254,100	325,600	383,300	430,200
	59	255,200	327,700	385,000	431,400
	60	256,400	329,700	386,700	432,600
	61	257,700	331,800	387,900	433,800
	62	259,000	333,900	389,300	435,100
	63	260,400	336,100	390,700	436,400
	64	261,500	338,300	392,000	437,600
	65	262,800	340,100	393,400	438,800
	66	264,300	342,300	394,600	440,000
	67	265,800	344,300	396,000	441,200
	68	267,500	346,500	397,400	442,400
	69	269,000	348,300	398,700	443,600
	70	270,400	350,200	400,000	444,800
	71	271,800	352,300	401,400	446,000
	72	273,200	354,300	402,700	447,200
	73	274,300	355,900	404,000	448,300
	74	275,700	357,800	405,400	448,900
	75	277,100	359,600	406,800	449,400
	76	278,300	361,500	408,100	449,900
再任職員以外の職員	77	279,600	363,400	409,300	450,400
	78	280,800	365,100	410,500	
	79	282,000	366,800	411,800	
	80	283,200	368,400	413,200	
	81	284,300	369,900	414,500	
	82	285,500	371,400	415,700	
	83	286,700	372,900	416,700	
	84	287,900	374,300	417,900	
	85	289,000	375,400	419,100	
	86	290,100	376,800	420,300	
	87	291,100	378,200	421,500	
	88	292,300	379,500	422,500	

89	293,400	380,800	423,600
90	294,500	382,100	424,600
91	295,700	383,300	425,600
92	296,900	384,600	426,600
93	297,500	385,900	427,500
94	298,500	387,000	428,300
95	299,600	388,300	429,100
96	300,800	389,500	429,900
97	301,800	390,900	430,700
98	302,900	391,900	431,100
99	303,900	393,000	431,500
100	305,000	394,000	431,900
101	305,900	394,900	432,300
102	307,000	395,900	432,600
103	308,100	397,000	432,900
104	309,100	398,100	433,200
105	309,700	398,800	433,500
106	310,600	399,700	433,800
107	311,400	400,600	434,100
108	312,200	401,500	434,300
109	313,100	402,300	434,500
110	313,500	403,200	434,800
111	313,900	404,000	435,100
112	314,400	404,800	435,300
113	315,000	405,400	435,500
114	315,400	406,100	435,800
115	315,900	406,800	436,100
116	316,400	407,500	436,300
117	317,000	408,100	436,500
118	317,500	408,600	
119	317,900	409,000	
120	318,400	409,400	
121	318,900	409,800	
122	319,300	410,100	
123	319,800	410,400	
124	320,300	410,600	
125	320,900	410,800	
126	321,200	411,100	
127	321,500	411,400	
128	321,800	411,600	
129	322,000	411,800	
130	322,300	412,100	
131	322,600	412,400	
132	322,900	412,600	
133	323,100	412,800	
134	323,300	413,100	
135	323,500	413,400	
136	323,800	413,600	

	137	324,100	413,800			
	138	324,300	414,100			
	139	324,600	414,400			
	140	324,900	414,600			
	141	325,100	414,800			
	142	325,300	415,100			
	143	325,600	415,400			
	144	325,800	415,600			
	145	326,100	415,800			
	146	326,300	416,100			
	147	326,600	416,400			
	148	326,900	416,600			
	149	327,100	416,800			
	150	327,300				
	151	327,600				
	152	327,900				
	153	328,100				
再任用職員		233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

- 備考 (一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	

	41	229,800	260,900	350,700	373,500
	42	231,500	263,300	352,500	374,900
	43	233,100	265,500	354,100	376,300
	44	234,700	267,700	355,800	377,800
	45	236,400	269,800	357,600	379,300
	46	237,900	272,000	359,300	380,900
	47	239,200	274,200	360,700	382,500
	48	240,600	276,200	362,300	384,000
	49	242,000	278,500	363,500	385,400
	50	243,400	280,500	365,000	386,900
	51	244,900	282,400	366,600	388,400
	52	246,100	284,400	368,200	389,800
	53	247,200	286,200	369,700	391,000
	54	248,600	288,600	371,200	392,300
	55	249,800	290,900	372,700	393,400
	56	251,000	293,400	374,200	394,500
	57	252,200	295,500	375,700	395,900
	58	253,400	298,000	377,100	397,100
	59	254,500	300,300	378,500	398,300
	60	255,700	303,000	379,800	399,600
	61	257,100	305,400	380,700	400,800
	62	258,300	307,800	381,900	401,800
	63	259,500	310,300	383,100	403,200
	64	260,400	312,600	384,200	404,500
	65	261,400	314,900	385,100	405,700
	66	262,800	317,100	386,300	406,800
	67	264,200	319,200	387,300	408,000
	68	265,700	321,400	388,400	409,100
	69	267,300	323,500	389,600	410,100
	70	268,800	325,600	390,600	411,300
	71	270,300	327,800	391,700	412,500
	72	271,700	329,800	392,900	413,700
	73	272,700	331,900	393,900	414,300
	74	273,900	334,000	395,000	415,100
	75	275,200	336,200	396,100	415,800
	76	276,400	338,400	397,200	416,300
	77	277,700	340,100	398,100	416,600
	78	278,800	342,000	399,000	417,000
再任 用職 員以 外の 職員	79	280,000	343,700	400,000	417,400
	80	281,200	345,500	401,000	417,800
	81	282,400	347,300	401,800	418,100
	82	283,300	349,100	402,600	418,500
	83	284,500	350,600	403,300	418,900
	84	285,700	352,400	404,100	419,200
	85	286,700	353,600	404,800	419,500
	86	287,600	355,200	405,600	419,900
	87	288,300	356,700	406,300	420,300
	88	289,300	358,200	407,000	420,600

89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	
95	294,700	367,800	410,600	
96	295,500	369,000	410,900	
97	296,300	370,000	411,200	
98	297,100	371,000	411,500	
99	297,900	372,000	411,800	
100	298,600	373,000	412,000	
101	299,500	373,900	412,200	
102	300,000	374,900	412,500	
103	300,500	375,900	412,800	
104	301,000	376,900	413,000	
105	301,200	377,700	413,200	
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	
109	302,300	381,300	414,200	
110	302,500	382,300	414,500	
111	302,800	383,300	414,800	
112	303,100	384,300	415,000	
113	303,300	384,900	415,200	
114	303,500	385,800	415,500	
115	303,700	386,700	415,800	
116	304,000	387,600	416,000	
117	304,300	388,400	416,200	
118	304,600	389,100		
119	304,900	389,900		
120	305,200	390,700		
121	305,300	391,300		
122	305,500	392,100		
123	305,800	392,800		
124	306,100	393,500		
125	306,300	394,100		
126		394,800		
127		395,300		
128		395,900		
129		396,600		
130		397,200		
131		397,700		
132		398,200		
133		398,500		
134		398,800		
135		399,100		
136		399,400		

	137		399,700			
	138		400,000			
	139		400,300			
	140		400,600			
	141		400,900			
	142		401,200			
	143		401,500			
	144		401,800			
	145		402,000			
	146		402,300			
	147		402,600			
	148		402,800			
	149		403,000			
	150		403,300			
	151		403,600			
	152		403,800			
	153		404,000			
	154		404,300			
	155		404,600			
	156		404,800			
	157		405,000			
	158		405,300			
	159		405,600			
	160		405,800			
	161		406,000			
再任用職員		224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

- 備考（一） この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

号 給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第3

号 給	給料月額
	円
1	395,000
2	455,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号 給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

平成29年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 職員の扶養親族数別人員	25
第10表 管理職手当の支給状況	25
第11表 住居手当の支給状況	25
第12表 通勤方法	26
第13表 通勤手当の支給状況	27
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員	30
第16表 単身赴任手当の支給状況	32
第17表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	35
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第21表 民間における初任給の状況	49
第22表 民間における定期昇給制度の状況	49
第23表 民間における家族手当の支給状況	50
第24表 民間における住宅手当の支給状況	50
第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金の状況	51

3 生計費及び労働経済関係

第27表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	52
第28表 労働経済指標	53

1 職員給与関係

平成29年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

平成29年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 非常勤職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

平成29年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,453	9,621	5,832	13,024	617	1,807	5	44.2	21.8
行政職	4,282	3,054	1,228	3,045	228	1,009		42.7	20.9
研究職	223	165	58	220	3			41.4	18.4
医療職(一)	17	11	6	17				44.8	21.5
医療職(二)	214	107	107	183	31			41.9	18.8
海事職	41	39	2	12	14	10	5	43.2	22.6
公安職	2,034	1,890	144	1,286	15	733		38.3	16.8
教育職(一)	2,683	1,644	1,039	2,575	53	55		46.6	23.7
教育職(二)	5,959	2,711	3,248	5,686	273			46.3	23.5

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第7表を除き第17表までにおいて同じ。)

2 任期付研究員は在職していない(以下第17表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0	62.3	37.7	84.3	4.0	11.7	0.0
行政職	100.0	71.3	28.7	71.1	5.3	23.6	
研究職	100.0	74.0	26.0	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	64.7	35.3	100.0			
医療職(二)	100.0	50.0	50.0	85.5	14.5		
海事職	100.0	95.1	4.9	29.3	34.1	24.4	12.2
公安職	100.0	92.9	7.1	63.2	0.7	36.0	
教育職(一)	100.0	61.3	38.7	96.0	2.0	2.0	
教育職(二)	100.0	45.5	54.5	95.4	4.6		

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全 職 員	
		平成 29 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 28 年
給 料		円 330,238	円 331,419	円 362,767	円 365,409
扶 養 手 当		10,764	11,196	10,237	10,466
管 理 職 手 当		8,311	8,234	5,900	5,941
地 域 手 当		936	1,015	426	413
住 居 手 当		6,374	6,243	6,412	6,216
そ の 他		673	573	1,782	1,833
合 計 (平均給与月額)		357,296	358,680	387,524	390,278

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18～24		199	190,584	22	174,741	109	172,108	330	183,425
25～29		407	215,337	16	205,694	39	208,246	462	214,405
30～34		308	251,180	13	249,154	45	253,524	366	251,396
35～39		348	297,371	30	288,410	87	291,651	465	295,723
40～44		447	346,379	24	346,108	149	342,625	620	345,466
45～49		435	378,319	32	372,925	211	371,107	678	375,820
50～54		473	398,453	54	386,876	178	390,498	705	395,558
55～59		428	424,856	37	401,043	191	403,124	656	417,185
60～									
合 計		3,045	327,134	228	328,933	1,009	336,495	4,282	329,436
平均年齢		42.1		43.8		44.4		42.7	

- (注) この表でいう平均給料月額には、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含むが給料の調整額は含まない。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 職 種		人	%	円	円	円	円	円	円	円
		15,453	100.0	362,767	10,237	5,900	426	6,412	1,782	387,524
行 政 職	1	360	8.4	189,031	686			9,305	167	199,189
	2	514	12.0	216,043	1,880		1,225	12,364	209	231,721
	3	629	14.7	276,752	8,639		1,265	8,679	1,177	296,512
	4	1,310	30.6	354,638	13,163		647	5,724	498	374,670
	5	995	23.2	394,650	16,053	1,915	314	3,505	254	416,691
	6	135	3.2	404,088	16,022	59,305	3,620	2,178	5,111	490,324
	7	259	6.0	431,965	13,116	68,113	2,012	3,062	1,223	519,491
	8	61	1.4	456,826	7,984	92,682	4,796	885	984	564,157
	9	19	0.4	492,237	9,447	125,316	6,284			633,284
計	4,282	27.7	330,238	10,764	8,311	936	6,374	673	357,296	
研 究 職	1									
	2	68	30.5	244,062	1,353			11,924	1,324	258,663
	3	142	63.7	377,975	16,134		111	7,084	845	402,149
	4	12	5.4	430,975	16,000			2,500	2,500	451,975
	5	1	0.4	479,800		76,436				556,236
計	223	1.4	340,449	11,547	343	70	8,281	1,076	361,766	
医 療 職 (一)	1	2	11.8	312,100			49,936	23,850	308,000	693,886
	2	4	23.5	387,650	9,750		63,584	6,750	308,000	775,734
	3	3	17.6	499,000	16,167		82,427		219,000	816,594
	4	8	47.1	563,063	8,938	96,350	106,936		184,013	959,300
計	17	0.1	480,959	9,353	45,341	85,704	4,394	233,947	859,698	
医 療 職 (二)	1									
	2	25	11.7	227,436	280			15,148	16,800	259,664
	3	16	7.5	249,587	1,219			13,538	15,000	279,344
	4	54	25.2	280,498	3,648			8,567	7,500	300,213
	5	99	46.3	384,061	11,864			2,158	3,216	401,299
	6	8	3.7	418,663	13,938	61,833				494,434
	7	12	5.6	435,100	12,250	66,520		2,250		516,120
計	214	1.4	333,732	7,741	6,042		6,068	6,465	360,048	
海 事 職	1									
	2	1	2.4	266,800						266,800
	3	9	22.0	278,678	9,611			7,656		295,945
	4	29	70.7	366,763	21,103			8,124	3,103	399,093
	5	2	4.9	426,200	16,000	21,400			15,000	478,600
	6	計	41	0.3	347,888	17,817	1,044	7,427	2,927	377,103

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
		人	%	円	円	円	円	円	円	円
公 安 職	1	166	8.2	202,943	127			1,721		204,791
	2	228	11.2	226,913	2,675			12,582		242,170
	3	508	25.0	268,912	12,489		472	13,655	1,461	296,989
	4	548	26.9	347,847	20,132		588	6,850	5,732	381,149
	5	346	17.0	392,445	22,249		541	3,989	6,747	425,971
	6	145	7.1	423,546	20,383		2,433	3,034	5,172	454,568
	7	30	1.5	437,367	17,383	59,954			12,000	526,704
	8	43	2.1	459,370	16,860	72,887		628	6,977	556,722
	9	20	1.0	473,095	14,725	90,754			16,500	595,074
計	2,034	13.2	320,643	14,849	3,318	542	7,715	3,913	350,980	
教 育 職 (一)	1	35	1.3	303,150	9,000			10,229		322,379
	2	2,418	90.1	397,158	10,591			6,745	124	414,618
	特2	86	3.2	441,709	18,808			2,966	4,891	468,374
	3	92	3.4	459,295	14,804	48,030		3,947	4,038	530,114
	4	52	1.9	482,237	12,423	67,448		4,577	1,047	567,732
計	2,683	17.4	401,139	11,014	2,954		6,531	391	422,029	
教 育 職 (二)	1									
	2	5,033	84.5	375,319	7,152			6,493	1,164	390,128
	特2	160	2.7	426,622	13,731			2,582	5,608	448,543
	3	394	6.6	430,847	13,102	45,881		2,739	4,457	497,026
	4	372	6.2	447,665	10,411	55,523		2,364	1,251	517,214
計	5,959	38.6	384,884	7,925	6,500		5,882	1,665	406,856	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額等を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。
4 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
5 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		15		1					
3		5	1					1	
4		44							1
5		7				1			1
6		12							
7		10						1	
8		43							
9	5	11							
10		10	14						
11		6	10						
12	8	55	11						
13	8	12	32						8
14	2	24	14						7
15		11	9						2
16	10	51	19						
17	8	8	28						
18	2	27	13	1					
19	2	21	14	4					
20	13	44	6	3				1	
21	1	14	28	17				1	
22	2	11	13	4					
23	5	8	15	16					
24	18	43	16	6					
25		2	29	26				2	
26	3		10	8				2	
27	1	2	6	11				7	
28	7	1	17	9			1	17	
29	75	1	26	18			2	15	
30	2		21	10			2	6	
31	5	2	13	26			37	5	
32	71	2	16	23			48	1	
33	5	1	28	19			21	1	
34	17	1	16	11	1		4		
35		1	21	37			15		
36	4	1	8	10			19		
37	9	1	29	14			10		
38	3		11	17			11		
39	4		7	40			8		
40	11	1	5	18			16		
41	4		20	32	1		8		
42	2	1	4	15			9	1	
43	2		9	36			7		
44	3		7	12	2		5		
45	2	1	6	31	2		2		
46			4	12	1		18		
47	2		2	30		1	5		
48	3		7	14	1	1	1		
49	5		1	26	1		5		
50			1	11		6	1		
51	1		2	35		27	2		
52			6	16	2	13			
53	4	2	1	45	1	14			
54	1		2	17	4	3			
55	1		3	26	6	16	1		
56	2		2	16	4	14			
57	2		3	5	9	6			
58				9	8				
59				18	4				
60			1	9	20				
61	4	1	2	35	8				
62			1	16	10	1			
63			1	43	3				
64	2		2	13	12				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人 3	人	人	人 8	人 7	人	人	人	人
66			1	24	24				
67			2	25	19				
68	4		1	21	20				
69	2	1	3	14	11				
70	1			22	16				
71	1		3	12	4				
72	1		1	17	32				
73	1		1	13	29				
74			1	14	22	3			
75				9	10	1			
76	1			9	33	1			
77	1			14	28	5			
78				19	17	10			
79	1		1	7	15	4			
80	2			8	18				
81				3	36	6			
82			2	17	31	1			
83	1			3	31				
84				10	39				
85				4	25				
86				12	25				
87				3	25				
88			1	6	26				
89				3	35				
90			1	3	38				
91			1	1	15				
92				4	32				
93				8	10				
94				5	42				
95				7	20				
96			1	6	7				
97				3	153				
98				13					
99				11					
100			2	11					
101				70					
102									
103									
104			1						
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			12						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	360	514	629	1,310	995	135	259	61	19

適用職員数	4,282人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した（以下第6表の各表において同じ。）。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		6			
6			2		
7		3			
8		1			
9		2	2		
10					
11		3	1		
12		4	1		
13		1	1		
14			1		
15		3			
16		1			
17		1	1		
18		1			
19		5			
20			2		
21		1	5		
22					
23		4			
24					
25		3	2		
26		2			
27		5			
28					
29		2	1		
30			1		
31		4	4		
32		1	1		
33		1	1		
34					
35		5	3		
36					1
37		1	1		
38		2			
39		6	1		
40			1		
41			1		
42					
43					
44			1		
45					
46			2	2	
47			2		
48				1	
49			2		
50				3	
51					
52			2		
53					
54			2		
55					
56			2		
57			1		
58			2		
59					
60			2		
61			1		
62			2		
63			1		
64			1		

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66			4		
67			3		
68			1		
69			1		
70			1		
71			3	1	
72				5	
73			3		
74			3		
75			1		
76			2		
77			2		
78			4		
79			3		
80			1		
81			4		
82			1		
83			1		
84			5		
85			1		
86			1		
87			1		
88			5		
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		68	142	12	1

適用職員数	223人
-------	------

3 医療職給料表(-) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		1		
9				
10				
11				
12		1		
13				
14				
15				
16			1	
17				
18				
19				
20	2	1		
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40		1		
41				1
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				1
52				

給号	1級	2級	3級	4級
53	人	人	人	人
54				2
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				3
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	2	4	3	8
適用職員数		17 人		

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9			2	8			
10		1					
11			4	5			
12		2	1	1	1		
13			1	3			
14							
15		1	3	2			
16		2	1	1			
17			1	7			
18							
19		10	2				
20		1	1	1			
21				8			
22		2					
23				1	1		
24				1	2		
25				4	2		
26							
27				1			
28							7
29				1	1		1
30		1		1	1		
31					2		
32				1	1		1
33					2		1
34					1		
35					2		
36							
37				1			2
38		1			2		
39					3		
40				1			
41				2	1		
42							
43				1	2		
44							
45							
46					1		
47				1	2		
48					1	1	
49					2	1	
50							
51					1		
52							
53					2		
54							
55							
56							
57					2		
58					4		
59		2		1	1		
60							

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62						1	
63					1		
64					2		
65							
66							
67							
68					1		
69		1			2	2	
70					1		
71							
72					5		
73						3	
74					1		
75				1			
76					1		
77					1		
78							
79					2		
80					3		
81					1		
82							
83							
84					2		
85							
86							
87							
88							
89					1		
90					6		
91					1		
92					1		
93							
94					2		
95					2		
96					1		
97					22		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		25	16	54	99	8	12

適用職員数	214人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8						
9			1			
10						
11						
12			1			
13						
14						
15						
16			1			
17						
18				1		
19						
20						
21						
22						
23						
24				1		
25						
26				1		
27						
28						
29						
30				1		
31			1			
32						
33						
34						
35			1			
36						
37				1		
38						
39						
40						
41				1		
42						
43						
44				1		
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54				1	1	
55						
56						

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57	人	人	人	人	人	人
58						
59					1	
60				1		
61				1		
62				1		
63				1		
64						
65						
66						
67				1		
68						
69		1	3	1		
70						
71				1		
72						
73						
74						
75				2		
76						
77				1		
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91				1		
92				1		
93						
94				1		
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104				2		
105				5		
人員計		1	9	29	2	

適用職員数	41人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6	20								
7		14							
8									
9									
10	17	1							
11	6								
12	2	23							
13	1								
14	7	1							
15	5								
16	1	18	1						
17									
18	3	4							
19	1	1							
20		13	2						
21		3	3		5				
22		3	10						
23	38	2	8		2				
24		31	34		3				
25			6	4	5				
26	32	6	16	2	2				
27	4	4	10	8	5				
28	7	34	33	2	7				
29	1	7	6	5	5				
30	1	5	13	4	5				
31	4	4	4	9	5				
32	1	30	16	2	9				10
33		3	30	7	4				1
34		2	2	4	10				1
35	5	1	15	7	5				1
36	1		8	8	5				
37		4	19	8	3				1
38		1	7	5	8				
39	1		23	7	2				1
40		1	14	8	4				
41			16	11	3	1			1
42		1	11	9	2	1			
43	3	1	10	17	4	1			1
44		1	10	11	5	2		1	
45			17	14	4	1		2	1
46	1	2	8	7	6	1		6	1
47	2	1	16	18	2	1		4	1
48	1	3	11	13	5	1		2	
49			16	11	2	3			
50			9	15	7	2			
51	1	1	17	10	4	2	1		
52			10	8	3	2	2	2	
53			7	7	5	5		3	
54		2	6	9	5	4		1	
55			4	12	1		7	2	
56			7	4	4	1	1	1	
57			8	5	5		2	3	
58			3	7	1	2	1	1	
59			5	4	5	4	1		
60			6	8	3		1		
61			3	6	3	1	1	3	
62			1	5	4	2		3	
63			4	3	3	1	3	2	
64			3	4	6	1			
65			1	5	3	3		7	
66				6	2	1			
67			1	2		1			
68			2	7	6	2			
69			2	1	5	2			
70			2	4	3	2			
71				4	3	2			
72			1	9	8	3			
73				5	7	4			
74				5	3	2			
75				6	3	1			
76			2	4	5	3			

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77				3	6				
78			1	6		2			
79			2	3	4	1			
80				1	1	2			
81			1		3	1			
82			1	5	3	2			
83			1	4	7	1			
84				1	4	1			
85				2	5	2	5		
86			1	6	2	1			
87			1	4		27			
88				2	5	1			
89			1	1	4	3			
90				3	4				
91				1	2	2			
92				3	1	2			
93				3	2	37			
94					5				
95				3	4				
96				2	1				
97				1	49				
98				1					
99				1					
100				6					
101				2					
102				3					
103				1					
104				4					
105				1					
106				3					
107				5					
108				1					
109				6					
110									
111				2					
112				1					
113				3					
114				9					
115				1					
116				1					
117				1					
118				4					
119				5					
120				5					
121				7					
122				5					
123				8					
124				6					
125				6					
126				5					
127				6					
128				19					
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	166	228	508	548	346	145	30	43	20

適用職員数	2,034人
-------	--------

7 教育職給料表(-) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、
養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		11			
6					
7					
8		8			
9		6			
10					
11		1			
12		5			
13		4			
14		1			
15		1			
16		10			
17		6			
18		2			
19		3			
20		14			
21		9			
22		1			
23		4			1
24		8			
25		10			
26		4			
27					
28		14			
29		8			1
30		5			
31		8			9
32		16			
33		5			1
34		5			
35		2			2
36		11			3
37		3			35
38		5			
39		4			
40	1	9			
41	1	6			
42		6			
43		7			
44		6			
45		11			
46		9			
47		6			
48		17			
49		9			
50		7			
51		9			
52		11			
53		6			
54		14			
55		12			
56		15			
57	1	11			
58		16		3	
59		10		2	
60	1	22		3	
61		8		3	
62		13		2	
63		13		4	
64		25		3	
65		12	1	1	
66		12		2	
67		5		2	
68		24	3	3	
69	1	5		1	
70		22		2	
71		8	1	5	
72	1	21	2	6	
73	2	8		4	
74		30		4	
75	1	7		6	
76	3	14	2	7	
77		13	1	29	
78	1	28	2		
79		9	1		
80		19	1		

給号	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
81	1	9			
82	1	34	4		
83		7	1		
84	1	24	3		
85	1	15	4		
86	1	42	3		
87	1	13			
88	1	19	2		
89		13	5		
90		33	7		
91	1	11	7		
92		28	6		
93		12	2		
94	2	42	8		
95		15	2		
96		43			
97	2	5	4		
98		22			
99		13	2		
100		42	1		
101	1	15			
102	1	23	2		
103		18	1		
104		31	2		
105		25	3		
106		16	2		
107		14			
108	1	44			
109		16	1		
110	1	16			
111		17			
112		16			
113		12			
114		15			
115		32			
116		22			
117		4			
118	1	25			
119	1	35			
120	2	23			
121		11			
122		22			
123		27			
124		34			
125		9			
126		38			
127		35			
128	1	2			
129					
130		3			
131		1			
132		15			
133		5			
134		31			
135		56			
136		15			
137		21			
138		53			
139		64			
140		14			
141		30			
142		54			
143		73			
144		39			
145		41			
146		53			
147		36			
148		11			
149		55			
150					
151					
152					
153	1				
人員計	35	2,418	86	92	52

適用職員数	2,683人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11		1			
12		1			
13					
14		1			
15					
16					
17		75			
18					
19		2			
20		48			4
21		22			21
22		12			23
23		2			48
24		66			11
25		23			8
26		12			14
27		3			31
28		52			16
29		34			8
30		9			15
31		10			11
32		72			17
33		19			12
34		19			13
35		14			13
36		47			6
37		16			101
38		22			
39		10			
40		40			
41		21			
42		19			
43		15			
44		46			
45		11			
46		14			
47		20			
48		23			
49		14			
50		17			
51		24			
52		32			
53		12			
54		20			
55		25			
56		27			
57		12			
58		21			
59		18			
60		33			
61		21	1		
62		24			
63		28		1	
64		27			
65		19		1	
66		22			
67		23		1	
68		25			
69		15	1	2	
70		28		1	
71		22	1		
72		36	1	1	
73		12	1	4	
74		21	1	20	
75		28	1	18	
76		37	1	26	
77		19	2	9	
78		26	4	10	
79		22	3	38	
80		13	1	23	
81		25	1	3	
82		24	2	15	
83		12	5	13	
84		27	5	19	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
85		22	3	7	
86		31	2	11	
87		21	2	10	
88		26	1	14	
89		21	5	13	
90		27	9	10	
91		21	8	17	
92		28	8	15	
93		20	6	92	
94		34	10		
95		13	13		
96		31	9		
97		27	5		
98		39	3		
99		25	8		
100		37	5		
101		18	2		
102		24	5		
103		32	2		
104		47	3		
105		23			
106		28	3		
107		20	2		
108		45	2		
109		22	8		
110		21	1		
111		15			
112		25	1		
113		43	3		
114		19			
115		29			
116		26			
117		48			
118		16			
119		48			
120		52			
121		56			
122		25			
123		36			
124		38			
125		18			
126		26			
127		44			
128		40			
129		21			
130		59			
131		57			
132		24			
133		20			
134		67			
135		38			
136		74			
137		13			
138		45			
139		64			
140		18			
141		10			
142		7			
143		6			
144		26			
145		6			
146		62			
147		120			
148		28			
149		25			
150		66			
151		122			
152		29			
153		61			
154		71			
155		122			
156		44			
157		105			
158		132			
159		151			
160		79			
161		341			
人員計		5,033	160	394	372

適用職員数	5,959人
-------	--------

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	55		1		54						
研究職	8				8						
医療職(二)	4					4					
公安職	26		1		11	14					
教育職(一)	78		78								
教育職(二)	136		136								
再任用職員計	307										
60歳	126										
61歳	92										
62歳	51										
63歳	27										
64歳	11										

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教育職(一)	8		8			
教育職(二)	1		1			
再任用職員計	9					
60歳	1					
61歳	1					
62歳						
63歳	4					
64歳	3					

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全 職 種			行 政 職		研 究 職		医療職(一)		医療職(二)		海 事 職		公 安 職		教育職(一)		教育職(二)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																			
17																			
18	24	19	5	4										15	5				
19	37	25	12	10	4									15	8				
20	52	38	14	14	10									24	3				1
21	50	34	16	10	11									24	4				1
22	206	102	104	38	36	2	4				1			40	11	3	5	19	47
23	260	129	131	56	51		3					1		50	10	1	14	21	53
24	266	133	133	52	34	2	3			1	6			42	5	3	8	33	77
25	270	142	128	45	39	5	2	1		1	4	2	1	42	6	8	13	38	63
26	279	153	126	52	46	3	4			2	2			41	4	12	14	43	56
27	284	160	124	53	42	3	2		1	3	3			56	9	8	12	37	55
28	288	161	127	51	42	5	3		1	2	3			63	8	7	18	33	52
29	292	183	109	58	34	4	3	1		2	6		1	62	6	14	15	42	44
30	237	155	82	45	21	2	2			4	4	1		60	2	12	14	31	39
31	235	144	91	51	23	7	4	1		1	3			49	3	7	11	28	47
32	270	164	106	54	20	4	2			3	5	1		67	7	12	17	23	55
33	267	153	114	52	29	4				3	6	2		49	2	11	21	32	56
34	280	170	110	45	26	2				1	7			75	7	17	14	30	56
35	280	166	114	57	27	3	3			1	2	1		64	4	13	33	27	45
36	284	181	103	51	24	2	1	1	1	1	1	1		72	2	21	22	32	52
37	354	233	121	69	35	1	2			5	2			75	8	35	26	48	48
38	354	220	134	70	35	4	2			2	3			72	7	32	32	40	55
39	328	207	121	76	21	1	2			3	2	1		45	2	42	31	39	63
40	356	222	134	79	27	2	1			4	1	3		39	3	40	35	55	67
41	332	200	132	79	27	4	1			1	4	3		51	3	31	34	31	63
42	409	245	164	86	36	2	2			5	3	2		37	2	50	52	63	69
43	455	274	181	93	38	5	2			2	6	2		47	4	55	54	70	77
44	468	284	184	108	47	3	1			2	2	1		37	3	69	50	64	81
45	416	237	179	75	41	6				1	2	2		41	2	55	50	57	84
46	457	278	179	111	33	8	1			4	5			37	1	52	42	66	97
47	435	253	182	74	42	6	1		2	2	4	2		35		57	39	77	94
48	526	347	179	116	39	9	2		1	7	2			38	1	71	36	106	98
49	528	330	198	114	33	8				1		2		36	1	76	35	93	129
50	516	331	185	98	21	7	1			2	1	1		26		82	41	115	121
51	561	361	200	91	35	9				3	2	1		32		99	38	126	125
52	585	370	215	116	24	12	2			2	2	3		25	1	95	37	117	149
53	653	425	228	124	29	10	2			4	1	2		30		96	47	159	149
54	676	450	226	137	30	3		2		6	3	1		61		88	29	152	164
55	674	437	237	138	32	3				5	1	1		44		97	31	149	173
56	652	418	234	114	24	3		2		10	5			44		80	19	165	186
57	565	391	174	93	22	4				5	1	1		33		74	18	181	133
58	576	398	178	117	20	5		1		4				55		68	18	148	140
59	415	297	118	78	18	2		1		2	2	2		40		51	14	121	84
60以上	1	1						1											
合 計	15,453	9,621	5,832	3,054	1,228	165	58	11	6	107	107	39	2	1,890	144	1,644	1,039	2,711	3,248

第9表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である 子を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	2,498	1,155	1,161	182
2 人	2,401	1,013	2,312	122
3 人	1,936	1,408	1,922	74
4 人	663	586	663	40
5 人	71	67	71	12
6 人以上	15	13	15	6
計	7,584	4,242	6,144	436

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,859円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	手当受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	13人	6人	76人	8人	128人	83人	285人	138人	450人	361人	1,548人	58,899円

第11表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の 居住する 借家・借		職員1人 当たり 平均 手 当 額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 手当月額		
		手当月額 11,000円 未満の 受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 以上の受給者					
全職種	15,453人	4,002人	22人	2,024人	1,956人	24,744円	5人	11,240円	6,412円
行政職	4,282	1,112	6	559	547	24,543			6,374
研究職	223	78	1	44	33	23,676			8,281
医療職(一)	17	3		2	1	24,900			4,394
医療職(二)	214	52		25	27	24,971			6,068
海事職	41	12		5	7	25,375			7,427
公安職	2,034	627	3	319	305	24,984	2	13,500	7,715
教育職(一)	2,683	688	1	283	404	25,451	1	13,500	6,531
教育職(二)	5,959	1,430	11	787	632	24,499	2	7,850	5,882

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	交通機関				交通用具			交通機関 交通用具 併用	徒歩
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	15,453	334	566		49	11,426	253	810	873	1,142
行政職	4,282	263	474		29	2,013	61	480	430	532
研究職	223	1	4			175	4	10	19	10
医療職(一)	17	1	1		2	7		1	3	2
医療職(二)	214	13	10		1	143		9	27	11
海事職	41					35		5	1	
公安職	2,034	35	61		5	976	179	253	9	516
教育職(一)	2,683	14	8		9	2,355	3	23	238	33
教育職(二)	5,959	7	8		3	5,722	6	29	146	38
比率 (全職種)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	100.0	2.2	3.7		0.3	73.9	1.6	5.2	5.6	7.4
		6.2				80.7				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当額				職員1人当たり平均手当額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全職種	15,453	12,717	935	10,909	873	13,772	13,010	9,928	62,628	11,334
行政職	4,282	3,313	759	2,124	430	18,683	12,918	12,114	61,305	14,455
研究職	223	200	5	176	19	17,648	18,425	12,510	65,036	15,827
医療職(一)	17	13	4	6	3	29,841	37,440	7,383	64,627	22,820
医療職(二)	214	190	24	139	27	21,982	17,586	13,468	69,717	19,517
海事職	41	35		34	1	8,863		8,288	28,398	7,566
公安職	2,034	1,217	97	1,111	9	5,151	9,277	4,760	8,974	3,082
教育職(一)	2,683	2,420	28	2,154	238	17,433	22,248	11,813	67,725	15,724
教育職(二)	5,959	5,329	18	5,165	146	10,581	9,607	9,185	60,095	9,462

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	23	138	159	252	99	91	63	11	24	9	5	4	3	7		3
行 政 職	11	100	136	216	83	73	54	8	18	7	3	3	2	7		2
研 究 職		1	1			1		1								
医 療 職 (一)						1	1									
医 療 職 (二)		1	4	3	4	2			5		2	1				
海 事 職																
公 安 職	8	29	12	26	8	7	5	1		2						1
教 育 職 (一)	3	4	2	4	2	5	2						1			
教 育 職 (二)	1	3	4	3	2	2	1	1	1							

(注) 交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		2	2	1	2		2	1	1	1	3	6	1	8		27	949
		1	1	1	1		2		1	1	3	6	1	6		20	767
								1									5
														2			4
																2	24
1		1															101
			1		1											5	30
																	18

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離(km)		2未満	2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～
	種	類									
全職種	自動車等	人	1,196	1,852	2,077	1,360	1,660	1,115	610	527	427
	自転車等		387	262	123	22	16				
	高速道路等計		1,583	2,114	2,200	1,382	1,676	1,115	610	527	427
行政職	自動車等		194	255	301	228	236	198	95	110	137
	自転車等		236	133	86	14	11				
	高速道路等計		430	388	387	242	247	198	95	110	137
研究職	自動車等		11	21	25	24	21	18	11	8	15
	自転車等		2	7	1						
	高速道路等計		13	28	26	24	21	18	11	8	15
医療職(一)	自動車等		1	2	2		1				1
	自転車等		1								
	高速道路等計		2	2	2		1				1
医療職(二)	自動車等		9	17	19	12	12	12	20	6	18
	自転車等		4	2	2	1					
	高速道路等計		13	19	21	13	12	12	20	6	18
海事職	自動車等		1	5	6	5	7			3	2
	自転車等		5								
	高速道路等計		6	5	6	5	7			3	2
公安職	自動車等		204	356	175	121	181	86	16	12	
	自転車等		96	115	31	6	5				
	高速道路等計		300	471	206	127	186	86	16	12	
教育職(一)	自動車等		207	324	373	215	316	262	148	143	118
	自転車等		20	1	2						
	高速道路等計		227	325	375	215	316	262	148	143	118
教育職(二)	自動車等		569	872	1,176	755	886	539	320	245	136
	自転車等		23	4	1	1					
	高速道路等計		592	876	1,177	756	886	539	320	245	136

- (注) 1 交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	60 ~	65 ~	70 ~	75 ~	80 ~	85 ~	計
人 325	人 169	人 135	人 94	人 46	人 38	人 14	人 9	人 6	人 2	人 17	人 11,679
3	32	63	158	117	59	59	73	35	27	79	810
328	201	198	252	163	97	73	82	41	29	96	705
113	57	56	37	18	19	7	6	2		5	2,074
1	5	15	71	58	22	19	39	17	18	48	480
114	62	71	108	76	41	26	45	19	18	53	313
10	3	6	2	3						1	179
	2		3	2		2	2	1	2	2	10
10	5	6	5	5		2	2	1	2	3	16
											205
											7
											1
									1	1	2
									1	1	10
10	1	1	3	2	1						143
		1	2	4	3	2	6	1		4	9
10	1	2	5	6	4	2	6	1		4	23
											175
1	2	2								1	35
			1								5
1	2	2	1							1	1
											41
2	1							1			1,155
											253
2	1							1			1,408
101	54	39	30	12	6	4	2	1	1	2	2,358
											23
2	15	29	54	34	17	21	19	12	4	19	226
103	69	68	84	46	23	25	21	13	5	21	2,607
88	51	31	22	11	12	3	1	2	1	8	5,728
											29
	10	18	27	19	17	15	7	4	2	5	124
88	61	49	49	30	29	18	8	6	3	13	5,881

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	88,000	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 職 種	110	136	109	83	2	2	4	12	2	4	464
行 政 職	12	22	15	24		2	3	9		4	91
研 究 職	1	1	1	1							4
医 療 職 (一)											
医 療 職 (二)											
海 事 職					1		1	2			4
公 安 職	87	90	58	21							256
教 育 職 (一)	3	7	13	11	1						35
教 育 職 (二)	7	16	22	26				1	2		74

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均使用 日 数	平 均 使用率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	37・7	219	511	1,156	1,484	1,680	1,700	1,728	1,625	1,428	1,183	1,104	543	250	129	69	31	20	14	5	5	3	2	14,889	11・0	29.2
行 政 職	37・5	68	86	284	367	453	487	498	447	434	334	369	169	74	40	22	15	7	4	1	1			4,160	11・4	30.9
研 究 職	37・1	6	3	7	10	21	37	27	25	29	18	20	5	6	2	2	1							220	12・2	33.1
医 療 職(一)	35・2	4			1	3	1	2		1	1	1												14	7・5	22.0
医 療 職(二)	37・5	4	4	8	12	30	24	32	25	18	9	16	7	2	1	1	2						1	197	11・4	30.8
海 事 職	36・7	1	2	3	9	2	2	1				1	3	1										25	7・6	21.5
公 安 職	38・3	53	188	299	348	298	232	191	129	76	56	36	26	16	5	2	1	3						1,960	7・3	19.5
教 育 職(一)	38・1	37	66	176	218	255	256	285	295	283	242	282	120	54	22	20	4	6	5					2,628	12・0	31.7
教 育 職(二)	38・0	46	162	379	519	618	661	692	704	587	523	379	213	97	59	22	8	4	5	2	3	1	1	5,685	11・2	30.2

(注) 平成29年4月1日現在に在職する職員(平成28年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の平成28年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、例年のとおり人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 428事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他職種54職種）

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から146事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第18表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係263人（行政職に相当する調査実人員218人）、初任給関係以外の調査職種4,841人（行政職に相当する調査実人員4,085人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、18,756人であり、行政職に相当するものは12,064人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	137	38	63	36
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	12	1	5	6
製 造 業	63	19	29	15
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業	20	7	8	5
卸 売 ・ 小 売 業	7	2	4	1
金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	3	-	3	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	32	9	14	9

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し調査不能の事業所が9あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	182,158	188,369	178,376	172,894
	短 大 卒	162,408	162,557	162,001	163,394
	高 校 卒	151,851	152,976	152,619	147,295
新 卒 技 術 者	大 学 卒	193,058	197,916	187,877	184,300
	短 大 卒	168,215	169,806	161,476	175,400
	高 校 卒	154,708	155,499	151,758	156,964
計	大 学 卒	186,788	192,904	181,863	177,375
	短 大 卒	164,502	165,588	161,859	168,397
	高 校 卒	153,407	154,717	152,290	151,163

(注) 1 採用のある事業所について平均したものである。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員（行政職）の場合、上級試験で採用された職員の初任給は184,800円、中級試験で採用された職員の初任給は164,700円、初級試験で採用された職員の初任給は150,500円である。

第20表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種（公民給与比較職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	6	54.8	593,043		593,043	構成員50人以上の支店（社）の 長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	5	54.4	594,125		594,125	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長	7	49.9	605,555	831	604,724	構成員50人以上の工場長の長（取 締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	5	48.6	607,435	1,157	606,278	
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	53.4	600,752		600,752	
	中 学 卒						
	事 務 部 長	105	52.4	549,368	324	549,044	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	76	52.8	556,176	435	555,741	
	短 大 卒	7	50.7	503,501		503,501	
	高 校 卒	22	51.4	537,239		537,239	
	中 学 卒						
	技 術 部 長	71	50.7	577,633	3,111	574,522	同 上
	大 学 卒	43	50.3	618,770	2,123	616,647	
	短 大 卒	8	50.2	550,874	16,989	533,885	
	高 校 卒	20	51.6	505,947	40	505,907	
	中 学 卒						
事 務 部 次 長	33	51.4	505,621	132	505,489	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－課長間）	
大 学 卒	23	51.2	525,723		525,723		
短 大 卒	2	48.9	422,404	2,958	419,446		
高 校 卒	8	52.1	466,570		466,570		
中 学 卒							
技 術 部 次 長	18	48.7	497,919	3,070	494,849	同 上	
大 学 卒	12	47.7	538,215	3,747	534,468		
短 大 卒	x	x	x	x	x		
高 校 卒	4	51.8	406,908	2,708	404,200		
中 学 卒	x	x	x	x	x		
事 務 課 長	190	48.2	485,543	5,822	479,721	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大 学 卒	115	47.6	497,497	7,976	489,521		
短 大 卒	16	46.1	409,613	213	409,400		
高 校 卒	59	50.0	483,827	3,154	480,673		
中 学 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
			きま って支 給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長	172	47.4	529,030	10,120	518,910	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	大 学 卒	89	47.0	555,789	14,182	541,607		
	短 大 卒	14	45.7	554,598	6,010	548,588		
	高 校 卒	69	48.3	490,143	5,666	484,477		
	中 学 卒							
	事 務 課 長 代 理	71	47.6	445,855	23,743	422,112		前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	大 学 卒	38	45.4	442,641	27,374	415,267		
	短 大 卒	14	49.1	439,808	18,595	421,213		
	高 校 卒	19	51.0	457,686	20,344	437,342		
	中 学 卒							課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	技 術 課 長 代 理	80	44.7	453,347	42,244	411,103		同 上
	大 学 卒	26	44.8	471,252	39,264	431,988		
	短 大 卒	11	43.6	468,373	50,210	418,163		
	高 校 卒	43	45.0	438,763	42,019	396,744		
	中 学 卒							
	事 務 係 長	310	45.5	414,288	52,664	361,624		係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	127	40.7	438,357	58,525	379,832		
	短 大 卒	29	45.4	332,878	34,672	298,206		
	高 校 卒	151	49.2	412,119	52,329	359,790		
	中 学 卒	3	43.8	389,973	22,383	367,590		
技 術 係 長	289	42.8	493,757	95,881	397,876	同 上		
大 学 卒	114	36.6	515,567	107,796	407,771			
短 大 卒	29	46.6	505,366	99,087	406,279			
高 校 卒	144	47.8	471,431	83,889	387,542			
中 学 卒	2	48.7	481,855	111,032	370,823			
事 務 主 任	205	42.3	315,891	30,898	284,993	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者		
大 学 卒	93	39.6	306,452	25,715	280,737			
短 大 卒	32	40.9	294,108	25,756	268,352			
高 校 卒	80	46.0	335,075	38,850	296,225			
中 学 卒						係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任中間 職（係長-係員間）		
技 術 主 任	174	44.4	498,477	94,434	404,043	同 上		
大 学 卒	36	40.0	362,306	67,905	294,401			
短 大 卒	14	39.1	309,601	38,480	271,121			
高 校 卒	124	46.1	553,538	107,167	446,371			
中 学 卒								
事 務 係 員	1,316	36.2	272,878	27,571	245,307			
大 学 卒	535	32.8	297,959	32,604	265,355			
短 大 卒	196	36.4	247,879	24,281	223,598			
高 校 卒	575	39.1	258,743	23,921	234,822			
中 学 卒	10	39.0	253,392	35,372	218,020			

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	技術係員	1,038	36.4	325,650	55,727	269,923	
	大学卒	411	34.7	335,624	62,682	272,942	
	短大卒	137	34.5	301,695	51,113	250,582	
	高校卒	485	38.1	324,711	51,758	272,953	
	中学卒	5	48.2	295,626	25,548	270,078	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下2から4において同じ)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務・技術関係職種	支店長	5	54.4	594,125		594,125	行政職 9級
	大学卒	5	54.4	594,125		594,125	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工場長	4	51.1	686,036	618	685,418	同 上
	大学卒	2	48.4	784,215	1,330	782,885	
	短大卒						
	高校卒	2	53.4	600,752		600,752	
	中学卒						
	事務部長	31	49.5	696,133	565	695,568	同 上
	大学卒	22	49.4	700,559	764	699,795	
	短大卒	4	52.2	660,659		660,659	
	高校卒	5	47.7	701,000		701,000	
	中学卒						
技術部長	33	51.9	707,865	6,565	701,300	同 上	
大学卒	22	51.6	755,755	4,290	751,465		
短大卒	5	51.0	604,320	25,912	578,408		
高校卒	6	53.3	647,075	109	646,966		
中学卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事務部次長	4	48.9	611,287		611,287	行政職 9級
	3	50.0	653,594		653,594	
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒						
高校卒						
中学卒						
技術部次長	7	48.9	645,662	5,906	639,756	同 上
	6	49.1	676,246	6,883	669,363	
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒						
高校卒						
中学卒						
事務課長	111	47.3	540,717	5,138	535,579	行政職 7級、8級
	64	46.0	549,542	7,678	541,864	
	10	45.4	419,558		419,558	
	37	49.9	560,798	2,214	558,584	
技術課長	114	48.3	601,324	10,003	591,321	同 上
	66	47.9	619,006	15,170	603,836	
	13	45.3	570,697	6,462	564,235	
	35	50.2	579,763	1,932	577,831	
事務課長代理	34	46.9	474,768	35,737	439,031	行政職 5級、6級
	14	44.1	462,986	55,557	407,429	
	5	47.7	480,954	8,820	472,134	
短大卒	15	49.3	483,667	26,286	457,381	
高校卒						
中学卒						
技術課長代理	55	45.6	469,779	30,533	439,246	同 上
	19	44.9	463,166	29,141	434,025	
	9	42.8	445,228	47,299	397,929	
	27	46.9	482,724	25,874	456,850	
事務係長	169	46.5	487,390	74,916	412,474	行政職 3級、4級
	58	40.2	544,007	96,424	447,583	
	9	44.7	397,323	65,379	331,944	
	99	49.9	468,851	66,666	402,185	
	3	43.8	389,973	22,383	367,590	
技術係長	200	42.9	527,065	107,037	420,028	同 上
	83	36.1	542,949	118,656	424,293	
	19	47.3	560,270	113,450	446,820	
	97	49.0	505,766	94,314	411,452	
	x	x	x	x	x	

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	72	44.6	365,890	39,397	326,493	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	28	42.2	325,027	30,149	294,878	
	短 大 卒	9	42.9	318,969	32,494	286,475	
	高 校 卒	35	46.9	409,485	48,366	361,119	
	技 術 主 任	101	47.3	605,912	116,902	489,010	同 上
	大 学 卒	6	45.1	493,732	76,665	417,067	
	短 大 卒	3	44.4	433,576	38,618	394,958	
	高 校 卒	92	47.5	615,159	120,603	494,556	
	事 務 係 員	584	37.2	300,273	34,268	266,005	行政職 1級
	大 学 卒	231	34.1	337,140	43,049	294,091	
	短 大 卒	89	36.1	261,616	28,363	233,253	
	高 校 卒	255	39.9	284,180	28,881	255,299	
	技 術 係 員	616	36.2	339,439	58,251	281,188	同 上
	大 学 卒	229	33.9	355,268	69,643	285,625	
	短 大 卒	84	35.3	310,671	48,975	261,696	
	高 校 卒	299	37.9	337,079	53,241	283,838	
	中 学 卒	4	48.7	284,599	22,472	262,127	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	x	x	x	x	x	行政職 7級、8級
	大 学 卒						
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒						
	工 場 長	3	48.7	516,411	1,067	515,344	同 上
	大 学 卒	3	48.7	516,411	1,067	515,344	
短 大 卒							
高 校 卒							

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	56	53.4	493,523	8	493,515	行政職 7級、8級
	大学卒	41	53.9	499,535	10	499,525	
	短大卒	3	49.1	340,959		340,959	
	高校卒	12	52.5	507,342		507,342	
	技術部長	25	50.2	478,931		478,931	同 上
	大学卒	14	49.1	508,138		508,138	
	短大卒	2	49.5	455,660		455,660	
	高校卒	9	52.3	434,539		434,539	
	事務部次長	24	51.9	506,028	165	505,863	同 上
	大学卒	18	52.0	516,668		516,668	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	5	52.2	489,804		489,804	
	技術部次長	8	48.3	406,738	2,054	404,684	同 上
	大学卒	5	46.5	409,245	1,252	407,993	
	短大卒	2	51.5	400,100	5,000	395,100	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	51	49.2	382,026	4,821	377,205	行政職 5級、6級
	大学卒	32	49.3	398,082	7,538	390,544	
	短大卒	4	47.6	358,737		358,737	
	高校卒	15	49.4	352,014		352,014	
	技術課長	47	45.4	396,534	11,040	385,494	同 上
	大学卒	18	44.0	387,489	14,149	373,340	
	短大卒	29	46.3	402,895	8,853	394,042	
	事務課長代理	24	48.0	365,942	16,801	349,141	行政職 4級
大学卒	15	45.5	362,884	15,513	347,371		
短大卒	6	49.3	373,610	27,137	346,473		
高校卒	3	57.3	363,963		363,963		
技術課長代理	6	40.1	354,079	25,891	328,188	同 上	
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	5	41.1	350,860	31,295	319,565		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	109	44.5	315,064	28,061	287,003	行政職 3級
	大 学 卒	52	41.1	333,922	32,024	301,898	
	短 大 卒	17	45.8	306,075	26,119	279,956	
	高 校 卒 中 学 卒	40	48.4	294,458	23,758	270,700	
	技 術 係 長	75	42.1	335,642	47,341	288,301	同 上
	大 学 卒	26	39.5	337,318	48,314	289,004	
	短 大 卒	8	45.3	313,792	39,099	274,693	
	高 校 卒 中 学 卒	40 x	43.1 x	337,731 x	46,744 x	290,987 x	
	事 務 主 任	98	41.6	291,879	29,591	262,288	行政職 2級 (一部は3級)
	大 学 卒	44	39.2	291,673	25,883	265,790	
	短 大 卒	18	39.9	283,355	28,243	255,112	
	高 校 卒 中 学 卒	36	45.2	295,988	34,732	261,256	
	技 術 主 任	63	40.0	320,780	53,467	267,313	同 上
	大 学 卒	27	39.3	321,066	58,558	262,508	
	短 大 卒	9	38.1	280,068	35,378	244,690	
	高 校 卒 中 学 卒	27	41.4	336,274	55,028	281,246	
	事 務 係 員	493	34.1	239,882	19,097	220,785	行政職 1級
	大 学 卒	210	31.2	255,331	20,089	235,242	
	短 大 卒	77	36.6	231,686	18,645	213,041	
	高 校 卒 中 学 卒	206	36.5	225,519	18,146	207,373	
	技 術 係 員	295	36.4	288,355	47,888	240,467	同 上
	大 学 卒	120	35.9	297,023	45,629	251,394	
	短 大 卒	38	32.7	269,054	51,863	217,191	
	高 校 卒 中 学 卒	136 x	38.0 x	283,889 x	49,046 x	234,843 x	

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒					行政職 6級、7級	
	工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒					同 上	
	事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	18	54.0	512,612	1,222	511,390	同 上
		13	54.8	531,077	1,692	529,385	
		5	51.8	464,604		464,604	
	技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	13	48.3	422,881		422,881	同 上
		7	49.0	433,230		433,230	
		x	x	x	x	x	
	高 校 卒 中 学 卒	5	47.6	405,477		405,477	同 上
		5	49.4	409,719		409,719	
		2	43.5	430,225		430,225	
	事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	x	x	x	x	x	同 上
2		55.0	360,550		360,550		
3		49.7	449,767		449,767		
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	x	x	x	x	x	同 上	
	x	x	x	x	x		
	x	x	x	x	x		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	28	49.8	479,172	11,022	468,150	行政職 5級	
	19	49.5	517,244	9,993	507,251		
	2	46.5	482,045	2,000	480,045		
	7	51.7	375,013	16,393	358,620		
技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	11	47.1	380,537	6,715	373,822	同 上	
	5	47.6	426,108		426,108		
	x	x	x	x	x		
	5	45.6	342,974	14,774	328,200		

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			県 職 員 対 応 級	
			きま って 支給 する 給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	13	48.5	549,723	9,283	540,440	行政職 4級
	大学卒	9	47.2	565,957	8,735	557,222	
	短大卒	3	50.7	546,530	11,890	534,640	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学校卒						
	技術課長代理	19	44.1	441,638	80,504	361,134	同 上
	大学卒	6	46.2	515,070	77,568	437,502	
	短大卒	2	47.0	569,313	62,908	506,405	
	高校卒	11	42.5	378,371	85,305	293,066	
	中学校卒						
	事務係長	32	43.0	383,914	17,272	366,642	行政職 3級
	大学卒	17	41.2	453,151	18,553	434,598	
	短大卒	3	44.3	366,667	13,533	353,134	
	高校卒	12	45.3	290,141	16,392	273,749	
	中学校卒						
	技術係長	14	43.7	391,826	33,776	358,050	同 上
	大学卒	5	43.0	501,464	30,126	471,338	
	短大卒	2	39.0	410,316	120,316	290,000	
	高校卒	7	45.6	308,230	11,657	296,573	
	中学校卒						
	事務主任	35	39.9	294,586	17,476	277,110	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	21	36.9	320,654	19,166	301,488	
	短大卒	5	41.2	295,155	3,435	291,720	
	高校卒	9	46.2	233,443	21,333	212,110	
	中学校卒						
	技術主任	10	39.2	398,394	100,963	297,431	同 上
	大学卒	3	38.3	549,058	149,538	399,520	
短大卒	2	37.5	303,934	55,949	247,985		
高校卒	5	40.4	345,780	89,823	255,957		
中学校卒							
事務係員	239	36.8	233,354	18,952	214,402	行政職 1級	
大学卒	94	31.8	253,291	24,067	229,224		
短大卒	30	37.0	225,011	20,011	205,000		
高校卒	114	40.7	218,540	14,579	203,961		
中学校卒	x	x	x	x	x		
技術係員	127	37.8	300,162	53,982	246,180	同 上	
大学卒	62	37.1	299,371	58,628	240,743		
短大卒	15	31.0	298,817	73,610	225,207		
高校卒	50	40.7	301,590	42,073	259,517		
中学校卒							

その2 その他の職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種						
電話交換手						見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用 自動車運転手						業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
守 衛	15	36.1	290,242	53,170	237,072	
用 務 員						
研 究 関 係 職 種						
研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研 究 部（課）長	2	47.0	607,572	42,822	564,750	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
研 究 室（係）長	4	46.5	568,789	67,783	501,006	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	22	43.7	572,939	59,112	513,827	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
研 究 員	10	34.6	357,898	15,875	342,023	
研 究 補 助 員						
医 療 関 係 職 種						
病 院 長	2	63.5	1,755,685		1,755,685	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	5	62.6	1,616,990		1,616,990	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	2	49.5	1,483,360		1,483,360	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	28	38.0	1,047,797		1,047,797	
歯 科 医 師						

職 種 名	調 査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
			きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	2	54.0	524,550		524,550	部下に薬剤師2人以上	
	薬 剤 師	39	35.2	371,450	35,341	336,109		
	診療放射線技師	29	42.1	352,629	9,110	343,519		
	臨床検査技師	44	48.6	314,029	9,543	304,486		
	栄 養 士	15	35.3	236,858	9,613	227,245		
	理学療法士	57	29.6	277,944	15,005	262,939		
	作業療法士	41	31.1	273,875	9,293	264,582		
	総看護師長	3	56.7	558,907		558,907	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	46	48.5	386,689	14,267	372,422	部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	178	42.9	298,392	19,553	278,839		
准看護師	57	43.9	261,757	22,336	239,421			
教 育 関 係 職 種	大 学	学 部 長	4	64.5	621,750		621,750	
		教 授	44	54.4	625,987		625,987	
		准 教 授	33	45.6	556,670		556,670	
		講 師	24	43.6	422,504		422,504	
		助 教	x	x	x	x	x	
	助 手							
	高 等 学 校	校 長	x	x	x	x	x	
		教 頭	x	x	x	x	x	
教 諭		46	45.5	387,414	6,913	380,501		

その3 再雇用者
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長						その1の1企業規模計の備考 欄参照
┌ 60歳男性						
事務・技術部長	9	62.3	451,725	4,393	447,332	
┌ 60歳男性	2	-	527,750		527,750	
事務・技術部次長	3	63.1	348,166		348,166	
┌ 60歳男性						
事務・技術課長	6	61.8	294,213	9,035	285,178	
┌ 60歳男性	2	-	252,155		252,155	
事務・技術課長代理	x	x	x	x	x	
┌ 60歳男性						
事務・技術係長	23	61.0	276,192	42,774	233,418	
┌ 60歳男性	8	-	280,623	50,874	229,749	
事務・技術主任	50	62.0	284,477	42,086	242,391	
┌ 60歳男性	12	-	295,871	42,874	252,997	
事務・技術係員	76	61.9	232,826	6,231	226,595	
┌ 60歳男性	16	-	234,593	6,760	227,833	

第21表 民間における初任給の状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	22.4	(29.8)	(70.2)	(-)	77.6
	500 人 以 上	27.2	(42.2)	(57.8)	(-)	72.8
	100 人 以 上 500 人 未 満	19.2	(20.8)	(79.2)	(-)	80.8
	100 人 未 満	22.2	(25.0)	(75.0)	(-)	77.8
高 校 卒	規 模 計	18.5	(43.7)	(56.3)	(-)	81.5
	500 人 以 上	9.2	(75.5)	(24.5)	(-)	90.8
	100 人 以 上 500 人 未 満	29.0	(40.8)	(59.2)	(-)	71.0
	100 人 未 満	11.1	(25.0)	(75.0)	(-)	88.9

- (注) 1 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 2 それぞれ四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第22表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり %	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし %
係 員	規 模 計	87.7	45.8	63.9	36.1	12.3
	500 人 以 上	93.9	51.2	66.2	42.3	6.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	84.2	47.3	60.7	37.9	15.8
	100 人 未 満	86.1	36.1	66.7	25.0	13.9
課 長 級	規 模 計	75.0	35.4	55.7	27.4	25.0
	500 人 以 上	68.6	24.6	53.0	21.0	31.4
	100 人 以 上 500 人 未 満	79.6	44.3	56.0	34.9	20.4
	100 人 未 満	75.0	33.3	58.3	22.2	25.0

- (注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
82.6%	(94.7%)	[2.2%]	[22.1%]	[75.7%]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,043円
配偶者と子1人	19,688円
配偶者と子2人	26,166円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第24表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	47.3%
支給しない	52.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	26,000円以上 27,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計		%	%	%	%	%	%
		61.2	38.8	54.7	45.3	56.6	43.4
	500人以上	66.7	33.3	53.9	46.1	55.8	44.2
	100人以上 500人未満	58.8	41.2	54.2	45.8	56.9	43.1
	100人未満	59.0	41.0	56.9	43.1	56.9	43.1

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	% 6.1	% 6.1	% 6.7	% 6.7
30%	33.4	39.5	20.2	26.9
29%	-	39.5	-	26.9
28%	0.9	40.4	2.4	29.3
27%	-	40.4	-	29.3
26%	0.5	40.9	1.7	31.0
25%	59.1	100.0	69.0	100.0

3 生計費及び労働経済関係

平成29年4月の標準生計費算定方法

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）により求めた18歳～26歳の単身勤労者世帯の並数階層の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した平成29年4月の全国1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第27表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(平成29年4月)

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,550 円	43,280 円	50,680 円	58,080 円	65,470 円
住居関係費	42,690	52,680	44,980	37,290	29,590
被服・履物費	2,370	5,940	7,730	9,530	11,320
雑費Ⅰ	26,570	35,920	49,500	63,080	76,660
雑費Ⅱ	10,060	29,300	31,760	34,230	36,690
計	106,240	167,120	184,650	202,210	219,730

第28表 労働経済指標

項目		年 月	平成28年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平成29年 1 月	2 月	3 月	4 月	
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月調査)	大分県	きまって支給する給与	金額(千円)	256.9	254.7	261.1	259.0	257.5	258.7	258.7	258.8	259.0	260.1	262.8	260.9	
			前年同月比(%)	△ 0.4	0.2	1.6	0.9	1.1	0.5	0.0	△ 0.4	1.1	1.1	1.3	0.4	1.6
		(調査産業計) うち所定内給与	金額(千円)	231.2	231.9	237.2	236.6	235.5	235.2	236.2	234.6	235.3	234.6	234.4	237.4	235.2
			前年同月比(%)	△ 1.4	0.2	1.6	0.7	1.1	0.3	0.6	△ 0.3	1.5	1.5	0.8	0.2	1.7
		うち一般労働者	前年同月比(%)	△ 1.1	0.2	1.7	0.8	0.6	0.0	0.0	△ 0.9	1.0	1.2	0.7	△ 0.1	1.3
	総実労働時間数	時間数(時間)	159.1	150.5	161.2	159.4	154.5	156.3	158.8	159.4	156.9	150.3	154.5	162.4	160.0	
	(調査産業計) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.7	12.0	12.5	12.9	11.8	12.5	13.1	13.5	13.5	13.3	13.9	14.5	13.7	
	全国	きまって支給する給与	金額(千円)	293.8	287.5	290.3	290.1	288.3	289.1	291.0	290.7	290.7	288.1	289.3	291.4	295.0
			前年同月比(%)	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3
		(調査産業計) うち所定内給与	金額(千円)	267.6	263.0	265.7	265.5	264.3	265.0	265.6	265.1	264.9	263.4	264.1	266.1	268.9
前年同月比(%)			0.4	0.1	0.1	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	
うち一般労働者		前年同月比(%)	0.4	0.1	0.0	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	0.6	0.3	0.2	△ 0.1	0.3	
総実労働時間数	時間数(時間)	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8	148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1		
(調査産業計) うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.3	12.2	12.5	12.5	11.9	12.5	12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2		
生計費 (総家計調査)	消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	大分市	金額(千円)	323.7	303.3	392.3	296.0	285.8	291.8	256.1	273.1	324.3	317.1	347.8	322.6	303.6
			前年同月比(%)	△ 5.5	6.7	22.6	6.7	5.6	11.0	△ 5.7	△ 33.0	3.2	15.1	23.9	9.0	△ 6.2
		全国	金額(千円)	337.3	308.0	277.5	303.9	302.0	297.3	306.6	295.3	350.3	307.3	298.2	337.4	330.4
			前年同月比(%)	1.3	△ 2.9	△ 5.4	△ 3.7	△ 4.9	△ 0.7	△ 1.2	0.1	3.0	△ 1.8	0.0	0.6	△ 2.1
物価	消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.2	△ 0.1	0.2	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.1	0.4	0.2	0.4	0.0	0.5	0.5
		全国	前年同月比(%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4
雇用	常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6
	完全失業率(総務省)		(%)	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8
	有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」及び「常用雇用指数」は、平成27年基準である。
 2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。